

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年11月14日

横浜市契約事務受任者
こども青少年局長 福嶋 誠也

1 契約の概要

令和7年10月22日を納品期限として契約した保育所等オンライン申請用封筒の印刷について、10月20日に契約の相手方から納品が11月になる旨の連絡がありました。保育所等利用申請の結果を1月下旬までに通知するためには10月中の納品が必要で、即時的に対応を行わないと市民生活に重大な支障が生じるため、緊急契約を締結します。

2 履行（納品）場所

こども青少年局保育・教育認定課ほか1か所

3 契約日

令和7年10月23日

4 履行日又は履行期間

令和7年10月31日

5 契約金額

368,500円

6 契約の相手方（名称及び所在）

日専印刷株式会社

横浜市保土ヶ谷区星川1-4-10ハイツリヴァ・スター501

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

緊急に手配をしなければ、申請書類の封入作業を委託している業者からの納品が不可の事態となり、保育所等のオンライン申請をした保護者に影響を与えると認められたため。

8 契約の相手方の選定理由

保護者よりオンラインで申請された申請書類を印刷し封入までの作業を別途委託しており、本契約の成果物が期限内に納品できない場合、委託業者の履行が遅延し、申請に対する審査やシステムへの入力、結果通知の準備等の作業期間を確保できなくなる

恐れがあります。市民生活に重大な支障を生じることから緊急契約を締結することとしました。

9 所管課

こども青少年局保育・教育認定課